

## 笠間市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、議長(代理による出席者を含む。)が、議会を代表して、外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「議長交際費」という。)に係る支出及び公表基準を定めることにより、透明な議会運営の確保に資することを目的とする。

(公表する事項)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日 当該議長交際費を支出した期日
- (2) 区分 「議長交際費支出基準」(別表)に基づく区分
- (3) 内容 当該支出した議長交際費の内容
- (4) 金額 当該支出した議長交際費の金額

(公表の時期及び方法)

第3条 議長交際費の公表は、その月に支出した議長交際費について、翌月の末日までに、笠間市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 議長交際費の公表に当たっては、笠間市個人情報保護条例(平成18年笠間市条例第14号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。